福井市地域おこし協力隊（林業振興型）設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、福井市地域おこし協力隊（林業振興型）（以下「地域おこし協力隊」という。）の設置について、福井市地域おこし協力隊設置要綱（以下「設置要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)福井市地域おこし協力隊（林業振興型）　地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年３月３１日付総行応第３８号総務事務次官通知）に基づき配置する本市の地域おこし協力隊のうち、設置要綱第４条第７号に定める活動を行うものをいう。

（設置目的）

第３条 地域おこし協力隊の設置目的は地域の活性化及び林業の振興を目的として、都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため設置するものとし、設置場所は、隊員と協働して地域協力活動を行う民間企業等（以下「受入団体」という。）の中から、地域おこし協力隊受入事業者募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性、独自性・先進性などを総合的に評価して林業水産課において選出するものとする。

２　地域おこし協力隊の活動は、林業活動、鳥獣害対策活動、地域維持活動、林業を含めた地域資源の保全、発掘及び振興に関する活動、林業を含めた地域の情報発信に関する活動及びその他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域協力活動の創出・振興を図るとともに、本市内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために市長が必要と認める活動とする。

（地域おこし協力隊員の募集）

第４条 市長は、予算の範囲内において設置要綱第５条各号の要件を満たすほか、任用開始時点で、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条の規定に基づく普通自動車第１種運転免許を有している者又は任用開始後６月以内に有することができる者であることを要件として、地域おこし協力隊員の募集を行うものとする。

２ 募集に関する事項は、市長が別に定める。

(受入団体)

第５条 本市内で活動する法人又は任意の団体等で、地域活性化の推進等を行うもののうち、本市長が隊員の受入体制が整っていると認めるものは、隊員の受入団体となることができる。

２　市長は、必要に応じて受入団体の募集を行うものとする。

３　募集に関する事項は、市長が別に定める。

（委嘱）

第６条 市長は、設置要領第４条の規定を全て満たす者のうちから隊員を委嘱する。

（委嘱期間）

第７条 委嘱期間は、原則として１年以内とする。ただし、設置要綱第６条の規定により３年を限度として期間を更新することができる。

２ 市長は、委嘱期間の更新にあたっては、隊員の活動実績等を考慮し、決定するものとする。

３ 市長は、隊員に非違行為その他の隊員としてふさわしくない行為があったときは、委嘱期間中であっても、委嘱を解くことができる。

（遵守事項）

第８条　地域おこし協力隊は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。

(2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。

(3) 地域に馴染み、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域活性化のために地域活動等に率先して参加できること。

(4) インターネット等において、自身の行う活動の情報発信に努めること。

(5) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。

(6) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

（身分証明書）

第９条　地域おこし協力隊は、活動に従事するときは、身分証明書（様式第１号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

２ 身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

３ 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（日誌及び報告書）

第１０条　地域おこし協力隊は、活動の状況について、その概要を活動日誌（様式第２号）に記録し、地域おこし協力隊事業と連携して活動を行う事業者を経由し所管課に報告し、確認を受けなければならない。

２　地域おこし協力隊は、毎月１０日までに前項の活動日誌の１ケ月分を添付の上、前月分の活動内容を記入した活動報告書（様式第３号）を市長に報告しなければならない。

（解任）

第１１条　地域おこし協力隊は、設置要綱第７条各号の規定により退任し、又は解任されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

（委託料等）

第１２条 市長は、予算の範囲内において隊員に活動に対する委託料を支払うものとする。なお、金額、支払日等については、別に定めるものとする。

２ 市長は、隊員の活動に必要な費用として認めるものについて、予算の範囲内において隊員に支払うものとする。なお、対象となる費用は別に定めるものとする。

３ 市長は、隊員の受入団体がある場合は、前２項に定める費用を、当該受入団体に支払うものとする。

（秘密を守る義務）

第１３条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が終了した後も同様とする。

（補則）

第１４条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年１月１７日から施行する。